

宮城県医師確保計画に対する御意見への対応（案）等

1 関係機関・団体への意見照会

(1) 実施期間

令和元年12月4日から令和元年12月20日まで

(2) 照会先

① 関係機関

35市町村（保健医療担当課）、宮城県保険者協議会

③ 関係団体

6一部事務組合、宮城県医師会、18市町村等医師会 等

④ 宮城県関係機関

7保健福祉事務所（地域事務所）・保健所、庁内14課室

(3) 結果

別紙1のとおり

2 県民の意見提出手続（パブリックコメント）

(1) 実施期間

令和元年11月28日から令和元年12月27日まで

(2) 関係資料の公表場所

① 宮城県医療政策課ホームページ

② 宮城県医療政策課（県庁7階）・県政情報センター（県庁地下1階）

③ 宮城県各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所除く）

(3) 結果

意見等提出なし

3 上記以外で修正した点

別紙2のとおり

【宮城県医師確保計画（中間案）に対する関係機関・団体からの御意見等、それに対する県の考え方及び（最終案）への反映状況】

No.	関係機関・団体	項目等（ページ順）			御意見等の内容 ※ページは（中間案）のもの	御意見等に対する県の考え方 及び（最終案）への反映状況	
		最終案 ページ	編	章			項目名
1	白石市 医師会	8	III	1	医師偏在指標	医師偏在指標は、医師数のみを考えており、診療科の偏在は考えていない。診療科の偏在も考える必要があると思う。	医師偏在指標は、全診療科を対象とした指標となっており、「産科」、「小児科」以外の診療科の偏在は加味されておりません。診療科の偏在は、県としても重要な課題であると認識しておりますので、引き続き今後の施策を検討し、取り組んでまいります。
2	涌谷町	14	III	2	医師少数区域・ 医師多数区域の設定 (1) 概要 (2) 本県の状況と区域 指定【暫定値ベース】	意見ではないが、本文中に多数ある図・表のうち番号が記されていないものは、番号を記す方がよろしいかと思う。 (例) (1) 8行目「（【図4】参照）」の【図4】がない。 (2) 1行目「表1」のとおり」の「表1」がない。	御指摘を踏まえ、最終案において修正いたします。
3	仙台市	20	V	1	目標医師数の考え方	1行目「令和2(2020)年～令和5年(2023)年」は、「令和2(2020)年度～令和5年(2023)年度」の誤りではないか。表紙の記載と合っていない。	御指摘のとおり。最終案において修正いたします。
4	石巻市	21 ほか	V	2	県及び二次医療圏等における 目標医師数 ほか	石巻・登米・気仙沼医療圏における医師数は明らかに不足しているため、医師の確保及び偏在の解消の実現について、さらに医師確保計画に反映していただけるようよろしくお取り計らい願います。	「石巻・登米・気仙沼医療圏」を含め「医師少数区域」となっている仙台医療圏以外の3つの二次医療圏において、医師数が明らかに不足している状況は県としても認識しており、今後とも医師の確保及び地域偏在解消に努めてまいりますので、御理解願います。

No.	関係機関・団体	項目等（ページ順）			御意見等の内容 ※ページは（中間案）のもの	御意見等に対する県の考え方 及び（最終案）への反映状況
		最終案ページ	編	章		
5	宮城県 保険者 協議会	21	V	2	<p>県及び二次医療圏等における目標医師数</p> <p>本県及び各二次医療圏の目標医師数は現状と同じとされているが、産科と小児科の医師数は増やす目標となっている。</p> <p>現在医師数には大学の臨床系の教員や各病院の研修医が含まれており、実質的には医師不足の状況であることから、目標医師数にかかわらず医師確保に取り組むとされているが、これでは目標数の意味を果たしていないのではないかと懸念されている。数字ありきでないことは理解するが、診療科ごとに医師数を調整するにも受け止められる。</p> <p>そこで、産科と小児科を特筆した経緯は理解できるため、結果として全体の医師数が増加する旨、加筆してはいかがか。または、研修医等を除いた医師数を明らかにし、絶対的に医師数が不足していることを明確にするのはいかがか。</p> <p>なお、この計画の範ちゅうではないが、ここ数年、少子高齢化や出生率の減少も影響していると思われるが、産婦人科医において産科は行わず、婦人科のみの診療に特化している個人病院が増加している傾向にある。経営面から支援することも考えられるが、地元での分娩を推奨する政策も必要と考える。</p>	<p>本計画は厚生労働省の医師確保計画策定ガイドライン等に沿って策定することとなっており、本県の場合、全診療科を対象とした全体計画の目標医師数は現在の医師数が上限となるため、今回の数値設定は、やむを得ないものであることを御理解願います。</p> <p>しかしながら、医師の時間外労働の上限規制等を加味した令和18年時点の必要医師数（p.30）は現在医師数よりも大幅に増加する見通しですので、県としては、今回の目標医師数にかかわらず、引き続き医師の確保に努めていくこととしておりますので、御理解願います。</p> <p>なお、地元での分娩を推奨する政策については、医師の確保を含めた医療政策全般にかかわることになりますので、今後の施策検討の参考意見とさせていただきます。</p>
6	仙台市	22	VI		<p>目標医師数を達成するための施策</p> <p>14行目「「必要医師数を達成するための施策」に」の「に」は、文章のつながり的に「の」の方が適当と考えるのがいかがか。</p>	<p>「必要医師数」は最終的に参考記載（p.30【参考1】）となり、計画中に「必要医師数を達成するための施策」の記述がなくなったため、最終案において修正いたします。</p>
7	仙台市	23	VI	1	<p>目標医師数を達成するための施策 政策的医師配置関係事業の推進 ④医学生修学資金貸付事業</p> <p>当該事業の償還免除条件は、貸付年限の1.5倍の期間、仙台市を除く宮城県内の医療機関で勤務するというものであるが、産科医及び小児科医の確保のため、「産科医及び小児科医」として勤務する場合は、例えば、償還免除の期間を貸付年限の1倍など勤務年数を減らす方向で検討を行ってはいかがか。</p>	<p>医学生修学資金貸付事業については、本年度から国の全国統一ルールが適用され、償還免除の条件を貸付期間の1.5倍に延長したものであり、残念ながらご提案の義務年限の短縮は難しいところです。</p> <p>なお、東北医科薬科大学医学部の修学資金制度（A方式・宮城県）を活用した卒業医師に係る修学資金の償還免除条件（10年間）については、特定診療科（「産科」、「小児科」などの特に医師が不足している診療科）に勤務した場合、2年間短縮する仕組みがあるため、有効に活用していきたいと考えております。</p>
8	仙台市	29	VI	5	<p>目標医師数を達成するための施策 東北医科薬科大学医学部卒業医師輩出を見据えた取組の検討</p> <p>1行目に「東北医科薬科大学医学部は令和2年度には医学部開設から5年目を迎え」とあるが、計画期間が令和5年度までであるため、「令和〇年度には、第1期生が卒業を迎え」等の表現に変える方が適切と考えるのがいかがか。</p>	<p>最終案において表現を次のとおり修正いたします。「平成28年度に新設された東北医科薬科大学医学部は第1期生の卒業を令和4年3月に控えています。」</p>

No.	関係 機関・ 団体	項目等（ページ順）			御意見等の内容 ※ページは（中間案）のもの	御意見等に対する県の考え方 及び（最終案）への反映状況
		最終案 ページ	編	章		
9	白石市 医師会	33	VII	1	産科医師確保計画 （1）医師偏在指標、相 対的医師少数区域と本県 の状況 仙南医療圏において、平成28年度の産科医師数は11人だが、医師少 数区域とはなっていない。来年度から、みやぎ県南中核病院の産科医師 が2人減り、さらに東北大学の考えもあり、仙南で出産できる施設が個 人診療所2か所となり、当該診療所の医師が高齢であることもあり、仙 南医療圏で出産できる施設がなくなることを考慮してほしい。	今回の計画策定に当たっては、全国一律の基準として平成28年の医師数を基礎数値と しているため、仙南医療圏は産科における「相対的医師少数区域」となっておりませ んが、御指摘の状況は県でも把握しております。 県としては、東北大学と連携した産科医の養成・確保に向けた取組や県外からの招へ いを強化し、産科医師の確保に努めてまいります。
10	涌谷町	36	VII	1	産科医師確保計画 （1）医師偏在指標、相 対的医師少数区域と本県 の状況 意見ではないが、本文中に多数ある図・表のうち番号が記されていな いものは、番号を記す方がよろしいかと思う。 （例）下から3行目「「表1」のとおり」の「表1」がない。	御指摘を踏まえ、最終案において修正いたします。
11	涌谷町	40	VII	2	小児科医師確保計画 （1）医師偏在指標、相 対的医師少数区域と本県 の状況 意見ではないが、本文中に多数ある図・表のうち番号が記されていな いものは、番号を記す方がよろしいかと思う。 （例）①3行目「【図8-1】」の【図8-1】がない。	御指摘を踏まえ、最終案において修正いたします。
12	仙台市	44	VII	2	小児科医師確保計画 （2）医師確保の方針、 目標医師数 9行目※「該当する方向性を、産科における医師確保方針としま す。」とあるが「小児科」の誤りではないか。	御指摘のとおり。最終案において修正いたします。
13	仙台市	46	VII	2	小児科医師確保計画 （3）目標医師数を達成 するための施策 10行目※「事業のうち産科」は「小児科」の誤りではないか。	御指摘のとおり。最終案において修正いたします。

【宮城県医師確保計画（中間案）からの修正点】

No.	項目等（ページ順）			項目名	（変更前）	（変更後）
	最終案 ページ	編	章			
1	43	VII	1	小児科医師確保計画 (1)医師偏在指標、相対的 医師少数区域と本県の状 況 ③小児科における相対的 医師少数区域 a 概要	②小児科医師偏在指標 <u>【補足】</u> 小児科医師が相対的に少ない医療圏等においても、小児科医師が 不足している可能性があること等を踏まえ、仮に小児科医師が多いと認 められる医療圏を設定すると当該医療圏は小児科医師の追加的な確保が できない医療圏であるとの誤解を招くおそれがあるため、小児科におい ては「医師多数区域」は設けないこととされています。	③小児科における相対的医師少数区域 小児科における相対的医師少数区域 小児科は、その労働環境を鑑みると、小児科医師が相対的に少ない医療圏等にお いても小児科医師が不足している可能性があるため、医師偏在指標を用いた区域分類 （「医師少数区域」、「医師多数区域」）において、相対的な医師の多寡を表す分類で あることを理解しやすくするため、「相対的医師少数区域」と呼称します。（小児科医 の絶対数が不足している可能性があるため「医師多数区域」を設けません。）
2	46	VII	1	小児科医師確保計画 (3)目標医師数を達成する ための施策 ①施策の方向性		これまで県では、小児科医師の確保・定着及び地域・診療科間の偏在解消に向け、医 療提供体制等の見直しのほか、医師の派遣調整、勤務環境を改善するための施策、小児 科医師や新生児科医師の養成数を増やすための施策に取り組んでいます。これらの取組 について、次のとおり整理し、今後の施策の方向性として示します。 ※本計画に記載する事業は本計画策定時点において実施している事業になりますが、今 後は地域医療対策協議会や関係機関等からの意見を踏まえながら、必要に応じて事業の 追加・拡充を行います。